

規制改革推進会議（第28回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年4月16日（月）11:05～11:39

2．場所：合同庁舎8館1階S101・103会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、原英史座長

4．議事概要：

大田議長 きょうは、官邸で第28回規制改革推進会議を開催いたしました。きょうのテーマは「放送を巡る規制改革について」です。

昨年の11月に規制改革推進会議は、第2次答申をまとめ、電波制度改革について取りまとめております。そのなかで、放送用の帯域については、通信と放送が融合する中で、放送事業の未来像を踏まえて、新たな帯域の有効活用のあり方を引き続き議論するということになっておりました。これを受けて、総務省でも議論を行い、規制改革推進会議においても、引き続き検討するとされております。

そこで、私どもは、投資等ワーキング・グループで幅広くヒアリングを重ねてまいりました。まだ途中ですけれども、この時点で、これまでのヒアリングの議論を受けて論点を取りまとめました。

本日の会議では、これまでの審議状況についての報告を受け、論点を取りまとめたという次第です。

まず、委員から寄せられた意見、それから、総理の御発言を私のほうで御紹介して、これまでの審議状況や論点については、投資ワーキング・グループの原座長から御説明申し上げます。

まず、冒頭、梶山大臣から御発言がありました。「Society 5.0の実現に向けて、通信と放送のさらなる融合が進展していく中、放送用帯域のあり方については、放送事業の未来像を見据えた有効活用が検討課題となっています。委員の皆様におかれましては、放送がこれまでに果たしてきた役割にも十分留意しつつ、幅広い視点から活発な御議論をお願いしたい」という御発言です。

原座長からの説明を受けて、委員から次のような意見がありました。

なお、本日の議論には、専門委員として角川専門委員、それから村上専門委員も出席しておられます。

まず、専門委員から、もともとテレビは技術イノベーションからスタートしている。しかし、それが制度疲労を起こしていて、動画配信では立ちおくと。放送法が、いつしか産業保護の手段になっていないか、時代にあわせて見直しが必要である、と。

きょうの事務局の資料の中に、リモコンにNETFLIXのボタンがついている写真が出てお

りますが、専門委員から、NETFLIXの専用ボタンがあるように、アメリカでは、NETFLIXが
ついていないと、もう売れないという、ややモノポリーのような状況が出てきている。そ
ういう中で、日本が動画配信事業に挑戦していかなければならない。民間の放送事業者は、
広告モデルが完成されているがために、まだ、動画配信の売上は微々たるものだ。しか
し、放送から動画配信がいずれ主役になっていくので、テレビの力があるうちに、動画配
信のドラマをどんどんつくるようになってほしい。放送事業者が新規事業に立ち上がって
いくような産業政策が必要だと。放送事業者に勇気を与えるような高いところからの支援
策が必要である、という御意見がありました。

また、「ビジネスモデルの展開の方向性」が論点に入っておりますが、これに関連して、
技術革新が新たなビジネスモデルを可能にしている。その技術によって何が可能になり、
有効利用すべき技術は何なのか、技術の再検証からスタートし、新しいビジネスモデルを
議論すべきであるという御意見がありました。

それから、放送は競争が不足していて、ステレオタイプの番組が多いのではないかと。競
争を促進するような規制緩和が必要であるという御意見がありました。

また、お配りしている資料に若者のテレビの視聴が減っているというデータがありますが、
日本の政策がおくれてしまうことで、ジェネレーションギャップが広がることはない
ように、そういうことは避けねばならないという御意見がありました。

別の御意見として、今、テレビでもインターネットでもプラットフォームが広告収入
を上げるビジネスが出てきているが、5年先、10年先を見ると、ブロックチェーンのよう
な次なる技術が出てくるので、そういうものを念頭に置いて議論せねばならないという意
見がありました。

ここで総理が入室され、改めて、これまでの議論の経緯、それから、論点について原座
長が説明をいたしました。

これを受けて、さらに意見交換を続けました。委員の意見を御紹介します。

「コンテンツ産業の活力を高める上で、放送事業は大きな役割を持つ。日本の優秀なコ
ンテンツの作り手が、もっともっと活躍できる場や環境を整備すべきで、そのためにも、
放送事業者は技術革新を積極的に活用し、ビジネスモデルを進化させることが重要で
ある。インターネットやスマホの爆発的普及で、個人が情報を得るための方法や場所は、
お茶の間から手元へと変化し、個人の時間の過ごし方も劇的に変わっている。通信事業者
やインターネットのプラットフォームというグローバルでかつ強力なライバルも登場し
ている。しかし、一方で放送事業は地上波、衛星放送のデジタル化、ハイビジョン化とコ
ストばかりがふえて収益は伸びていない。今後、さらに4K、8K放送を控えて、投資をしっ
かり回収できるだけの思い切ったビジネスモデルの変革が求められる。未来の放送事業の
可能性を幅広く議論し、放送事業者全ての潜在能力を最大限に生かすことにつながる
ような答申を目指したい」という発言がありました。

もう一つ御紹介します。

「新たなビジネスモデルを検討するに当たっては、既存の枠組みにとらわれることなく、柔軟で自由な発想が大事である。放送事業は、今よりもっと柔軟な発想でビジネスを展開し、もっと国際競争力をつけることができると思う。例えば、放送が国内市場だけではなくて、市場が伸びている通信分野へ進出したり、コンテンツの海外転換を図るといったことも考えられるのではないか。地域の魅力を発信するようなコンテンツが制作される環境整備にすることで、地方創生にもつながる。そのためには、コンテンツにかかわるベンチャーやスタートアップ企業を育てるような環境整備、規制改革が重要である。日本発のコンテンツが世界に出られるような骨太な規制改革を期待したい。現在の延長線上の議論ではなくて、大きな未来像を描き、その上で求められる制度のあり方を議論し、放送事業の可能性が最大限生かせるような答申を目指したい」という発言がありました。

総理の御発言を紹介いたします。

「電波は、国民共有の財産であるとともに、Society5.0時代の重要インフラであり、時代の変化を見据えた有効活用を進めることが重要です。

現在、急速な技術革新により、放送と通信の垣根はどんどん無くなっており、コンテンツの世界ではもはや国境はなくなり、グローバルな競争時代に突入しています。そして今後、こうした変化は一層拍車がかかっていくことが予想されます。

これはピンチではありません。最初から、日本のコンテンツはグローバルな世界では通用しないと、諦めていては駄目です。我が国のコンテンツ産業の活力を高める、これは大きなチャンスでもあると捉えなければなりません。この大きな環境変化を捉えた放送の在り方について、改革に向けた方策を議論すべき時期にきています。

委員の皆様には、本日示された検討課題等について、イノベーションの視点、グローバルの視点など幅広い多角的な視野から、そして何よりもユーザーの目線に立って、是非未来を見据えた放送の在るべき姿を大きく議論いただくようお願いいたします。」

以上が総理の御発言です。

ここからは原座長にお願いします。

原座長 ありがとうございます。

資料の1 - 2について、きょう、私が会議で御説明した中身と、ほぼ重なりますが、お話しいたします。

投資等ワーキング・グループでは、昨年の初めから電波制度の議論をしてまいりました。Society 5.0では、自動走行やロボットを初め、あらゆるものがつながります。新しい電波利用ニーズが飛躍的に拡大をしていきます。

このため、従来、割り当てられている帯域の再編も含めて、制度改革のあり方を議論し、昨年11月に第2次答申をまとめました。

その際、放送用帯域のあり方については、放送の未来像を見据えて、引き続き検討することとしていました。

その後、今年に入って放送をめぐる規制改革をテーマに識者からのヒアリングを行い、

これまでのところ6回開催しています。まだヒアリングの途上ですが、現在の極めて大きな課題は、通信・放送の融合のさらなる進展だと考えています。通信・放送の融合という言葉自体は、90年代から議論されていましたが、これが全く新しい段階に突入しているということだと思っています。

世界では、NETFLIXやアマゾンなど、動画配信の事業者がグローバルに巨大なビジネスを展開し、放送、コンテンツの世界も飲み込まんとする勢いで覇権争いを繰り広げています。

そうした中で、新しい環境の中で、我が国の放送業界、コンテンツ業界もこれまでのビジネスモデルや成功体験に過度にとらわれることなく、未来に向けた転換が求められている局面だと考えています。政府もそのための環境整備に取り組む必要があります。

こうした認識のもとで、具体的な検討課題については、資料1-2の下の方ですが、2.で記載をしています。

今後の検討に際して、目指す目標は、基本的に3つだと考えています。

第1に、通信・放送のさらなる融合を前提としたビジネスモデルの創出、展開です。これは、グローバルに闘える国際競争力を有するものでなければならぬと考えます。

第2に、国民がより多様で良質なコンテンツを享受できることです。通信・放送のさらなる融合、グローバルな競争といった新しい環境のもとで、視聴できる番組コンテンツが劣化するようなことはもちろんあってはなりません。国民がこれまで以上に情報、楽しみなどを得られることが重要です。

第3に、これらを前提とした電波の有効活用ということであります。

こうした目標を達成するために、今後、必要な環境整備、制度のあり方を幅広く議論していきたいと考えております。

例えば、資料にも挙げておりますが、通信・放送の枠を超えた事業モデルのあり方、コンテンツビジネスの競争促進、グローバル展開、クリエイターなど制作現場が最大限力を発揮できるような環境整備、具体的には、著作権処理や取引構造のあり方など、幅広い課題があると考えております。

今後、私たちの投資等ワーキング・グループの中で、放送事業、コンテンツ産業の未来に向けて課題を洗い出し、幅広く、しっかりと議論をしていきたいと考えております。

以上です。

○司会 それでは、御質問のある方は、挙手の上、お名前、所属を言っていただきまして、簡潔にお願いいたします。

○記者 既に3月に報道ベースで、放送法4条の撤廃であるとか、外資規制の撤廃とか、そういう規制撤廃も含めた検討がなされているというような報道があったと思いますが、改めて、今回、その内容については、このペーパーについては示されていないと思うのですが、そのあたり、まず、議論があったのかということと、このペーパーで示された中に、そういうニュアンスというか、そういう方向性みたいなものが含まれているのかどうか、このあたりを教えていただければと思います。

原座長 きょう、お示しをしました資料1 - 2、この論点が、規制改革推進会議として初めてお示しをしたものでございます。報道については承知をしておりますけれども、私たちとしては、あくまでも幅広い議論をしていきたいと考えております。

○大田議長 補足させていただきます。私どもも報道には戸惑っております、そういう議論は全くしておりません。これまでの議論は、ワーキング・グループの議事録が出ておりますので、ごらんいただければわかるのですが、幅広くヒアリングをしてきておりまして、それをもとにきょうの論点を初めて出したということです。

○司会 ほかにございますか。

○記者 ワーキング・グループでは、4条のことや、ハード・ソフト分離についてもヒアリングを行って議論をされていると思うのですが、今回の1 - 2の中には、そういう記載が見られませんが、まず、4条とか、放送法に関して、規定に関しては、どのようにお考えになっているということなののでしょうか。

原座長 これまでのワーキング・グループの中で、既にいろいろな議論をしておりますけれども、決して特定の課題、特定の条文に焦点を当てた形での議論は、これまででもしていませんし、これからも、そういった形での議論は予定しておりません。

先ほど、私が申し上げましたように、通信・放送の融合が進展する中で、ビジネスモデルがどうあるべきなのか、また、国民がより多様で良質なコンテンツを得られるためにどうしたらいいのか、グローバル展開をどう考えるのか、また、それらを踏まえて、電波の有効利用をどう考えるのかといった視点で幅広く議論をしていきたいということでございます。

○記者 ということは、例えばですけれども、通信・放送の融合の妨げになるということであれば、4条の撤廃のようなことも、今後考えられるということですか。

原座長 今、私が申し上げましたような視点の中で、これから幅広く議論していきたいということでございます。

○記者 もう一点、ハード・ソフト分離に関してですが、これも明確な文言としてはないのですけれども、従来、通信・放送融合というと、よくハード・ソフト分離のことが、90年代から議論になってきましたので、これは、座長の念頭にあると考えてよろしいのでしょうか。

原座長 そのお話も、これまでのワーキング・グループの中でもお話を伺っておりますが、約10年前の議論の中で、ハード・ソフトの分離についての議論が総務省の懇談会や、その後の研究会でなされ、その後、放送法の改正がなされて、ハード・ソフトの分離ができるという制度に、今、なっているというような話を、これまで伺ってきております。

そういった現状を前提として、繰り返しになりますけれども、私たちとしては、先ほど申し上げたような視点での、何がこれからの課題になるのかということ幅広く議論をしていくということでございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 たびたび申しわけありません。

幅広く検討していくということは、わかりましたけれども、ちなみに、今の放送制度、民放とNHKの二元体制が維持されていると思うのですけれども、そういう必要性については、どのようにお考えなのか。

原座長 二元体制の必要性については、これまでのワーキング・グループの中では議論をしておりませんし、これまで識者の方々からも、それについての問題提起はなされていないと承知をしております。

ですので、現時点で、別に私は何らかの特定の考えは持っていません。

○記者 それは、放送法4条の件についても同じでありますか。つまり、規制改革をしていくとなると、そのあたりの規制撤廃というのも議論に上がってくるのかなと思うのですけれども、そのあたりは、現状、全く考えていないということなのでしょうか。

原座長 私が先ほど申し上げたような視点で検討する中で、今、おっしゃられたような二元体制のあり方というのが、何か大きな争点になってくるのかということ、私は今、伺った限りで、余りそういう気はいたしませんけれども、いずれにしても、何かこの論点に焦点を当てるとか、あるいはこれは全く議論しないとか、そういったことを最初から決めつけるのではなくて、先ほど申し上げたような視点での幅広い議論をしていきたいということでございます。

○司会 どうぞ。

○記者 今後なのですけれども、民放とかNHKとかにヒアリングをするとか、そういう流れはあるのでしょうか。

原座長 昨年も私たちは電波制度の議論をしている中で、民放連の方、NHKの方に2回お越しをいただいております。

これから、第3次答申に向けての議論の中で、今後またお話を伺いたいと思っております。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 この会議と並行して総務省のほうでも検討が進んでおりますが、一方で、規制改革推進会議のほうの議論がしっかり見えないと、なかなか向こうでの議論も進めにくいということで、総務省のほうでは、なかなか検討が進んでいないようですが、この状況を今後どういうふうにされていきますか。

原座長 両方の会議で検討しましょうということは、去年の11月の答申を受けて、私たちとしては、そういう進め方でやってきておりますので、情報の共有は、これまでもやってきておりますし、引き続き、情報共有、連携をしながらしっかりとした検討を全体としてやっていきたいと思っております。

○記者 もう一点、3月の報道等では、もちろん規制改革推進会議側では、そういった議論はしていないということですが、特に4条撤廃等について、これまで放送事業者が果たしてきた社会的役割について十分配慮された議論が行われていない、経済あるいは

産業論的な検討、議論が多いのではないかというような、報道の中に指摘があったと思うのですけれども、その辺は、どういうふうに受けとめていらっしゃるのか、あるいは今後、どういうふうに議論に反映させていくのか教えてください。

原座長 これまでのヒアリングの中でも、決して何か偏った聞き方をしているつもりは全くありませんでして、私は、この放送、電波の問題に限らず、ワーキング・グループで議論をするときには、できるだけ幅広い多様な御意見を伺うように努めてきております。

先ほど、放送制度に関してのお話でしたがけれども、例えば、私たちは、憲法が御専門の穴戸先生からお話を伺ったりとか、幅広い御意見を伺うようにしてきているつもりです。

まだ不十分なのではないかということでございましたら、それは御指摘として受けとめ、引き続き、できるだけ幅広い御意見を伺って、幅広い議論をしていきたいと思っております。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 具体的な検討課題の中で、電波の有効活用のところについては事例がないのですが、例えば、どのようなことが考えられるのかというのを御説明いただけますでしょうか。

原座長 電波の有効活用については、昨年といたしますか、第2次答申までの議論の中でも議論をしてきました。

その中で、帯域について、もっと有効活用ができるのではないかという議論もあり、一方で、干渉などの問題を考えると、なかなか難しいのではないかといった御議論もありました。

そういった御議論を踏まえて、放送の未来像も見据えたさらなる議論をすべきではないかということで、今回の議論になっておりますので、当然、電波制度の議論からの延長での検討をこれからもしていくということでございます。

○司会 どうぞ。

○記者 この具体的な検討課題の1番のところ、放送がこれまで果たしてきた役割にも十分留意しつつというふうに書かれていますが、議長と座長が、放送がこれまで果たしてきた役割というところについて、どのようにお考えでしょうか。

○大田議長 改めて申し上げるまでもありませんが、多くの方が放送から情報を得ておりますし、最近、テレビ離れが起こっているとは言われますけれども、大きい影響力を持っております。そして、災害のときも報道が非常に重要な役割を果たしています。申し上げるまでもないことだと思います。

原座長 余り加えることはございませんけれども、強いて申し上げれば、これまで、例えば、放送倫理基本綱領でも示されているような民主主義の精神にのっとり、民主主義の基盤としての役割を果たしていく、また、国民の生活を豊かにしていくといった役割を、これまでも果たされてきているということだと理解をしております。

○司会 ほかにございますか。

○記者 今、放送と通信の融合ということで、これから進めていくというようなところに立っての議論になっていくと思うのですけれども、そうすると、やはり、放送には放送法というものがあり、一方で、通信には、今のところ特になんかということなのですが、これについて、新たな法律なり、規制なりというのを考えいくことにも当然なっていくということになるのでしょうか。

原座長 法制度というところから議論をスタートすべきではないと思っております。先ほど申し上げたような観点で、通信・放送の融合の中でのビジネスモデルをどうしていくのかとか、国民がより多様で良質なコンテンツを得られるようにするためにどうしていくのかという議論をしていく。

その中で、必要な環境整備のあり方、現行の制度に見直すべきところがあるのであれば、見直していくと、そういう順序で議論をしていくことであって、いきなり制度から議論をするということではないと思っております。

○記者 済みません、私の言いたいのは、制度から入るのではないとしても、やはり、将来的には、そういった制度が必要だということがあれば、議論をしていくということになるのですねということ。

○大田議長 他の規制改革事項もそうですけれども、まず、論点を明確にして、幅広い議論をして、それが法改正に至ることもあれば、至らないこともある。あるいは現行制度の運用の問題になることもあります。これは、ほかの規制でも同じです。

例えば、保育の議論をするときに、児童福祉法第何条をどうするのかというようなことから議論に入ることはありません。これは全く同じです。これだけ技術的要件が大きく変わり、海外との競争環境も変わり、国民のニーズも変わる中で、では、これからどうあったらいいのかということから議論を始めていくということです。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 大田議長にも、先ほどの4条とソフトとハードの分離の件で、これは、やはり、競争を激化する、新規参入の促進という意味では、今後もそのあたりも議論にはなるのかどうか。

あと、大田議長のそのあたりのお考え、放送の公共性とかも含めて、どんなふうにお考えでしょうか。

○大田議長 ここは私の意見を申し上げる場ではありませんので、個人的意見は控えたいと思います。

御質問ですが、先ほど来、原座長が御説明しているように、あくまで電波の有効利用という縦軸を私どもは貫いております。その中で、放送用帯域がどうあればいいのかということを考えていく。そのときに、放送事業の未来像を踏まえなくてはならない。未来像を踏まえるときに、インターネットとの関係をどうしていくのかというのが非常に大きい問題です。その論点をしっかりと整理しながら議論していくと、それに尽きます。

○記者 もう少し具体的に、多分、これを見ると、競争を激しくして、活性化してという

イメージがあるのですけれども、やはり、新規参入ということと、あと、さっきの御意見を聞くと、既存の事業者の後押しみたいなことをすべきではないかという声もあったと思うのですけれども、例えば、具体的にやることのイメージとして、どういうものをイメージされているか、今の時点でありますか。新規参入とか、既存の事業者を応援したい、後押ししたい、具体的にどういうことをやっていくか。

原座長 先ほど御紹介したのは、そういった多様な御意見がありますという御紹介を議長からさせていただいたのだと思います。そういったいろんな意見がある中で、今後、しっかりと議論をしていくということです。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○大田議長 これまでの議論は、議事録も全部出ております。きょう、御紹介した意見も含めて、多様な意見が出ています。インターネットが放送よりも主になっていく中で、放送の価値を一体どうしたら最大化できるのかとか、あるいは放送事業に新規参入させなければいけないというのも見直したほうがいいという議論も出ております。今は幅広い意見を伺っているということです。

○司会 ほかにございますか。

○記者 今回、前回の答申が出てから、大体6月ぐらいに出る答申の前に、こうして改めて放送と通信のが出たのは、どうしてなのでしたか、今までこうしたことはなかったような感じがするのですが。

○大田議長 どのテーマでも論点を途中で出すのはよくあります。ただ、今回のこの放送に関しては、11月の時点で第2次答申を出し、そこで電波制度改革を取りまとめました。その中の積み残しが、放送用の帯域でした。これは、幅広い問題ですので、いろいろなヒアリングを重ねて、きょうの会議で論点が出ました。放送以外のテーマでも、論点はよく出しております。

○司会 ほかにございますか。

○記者 大田さんに伺いたいのですけれども、3月15日の第18回だと思うのですけれども、AbemaTVを取り上げて、通信と放送では、機能として全く同じものを行っているのに、片方は中身に規制がなく、もう片方にはある、機能が同じになっている中で、規制の体系は今ままでいいのかという発言をされていると思うのですけれども、細かく言いますと、例えば、通信の場合、まだ、通信のコストがかかるという問題ですとか、全国津々浦々届くか、届かないかという、細かく言うと、違いがあるという見方もあるのですけれども、この点についてお考えを教えてください。

もう一つ、幅広く議論というお話がずっとありますけれども、ちょっとピント外れだったら申しわけないのですけれども、これまで当事者であるところの放送事業者は呼ばれていないように思うのですけれども、これは、何で一番の当事者が後回しになっているのかというのを教えてください。

2点お願いします。

○大田議長 2つ目は、原座長のほうからお答えをお願いします。

まず、1つ目ですが、皆さん方は、取材のプロでいらっしゃるから、よくおわかりと思いますが、質問というのは、端的に相手の意見を聞くことをやるわけですね。したがって、私が機能が全く一緒になっていると思っているから聞いたわけではなくて、10年先の放送は一体どうなっているのだろうと、何が放送なのだろうかということを考えていくために、あえて、そういう質問をしているということです。

原座長 2点目でございますけれども、先ほど申し上げましたように、電波の議論のときには、2回お越しをいただいております。民放連さん、NHKさんからも今後、ぜひお越しをいただいております。お話を伺いたいと思っています。

こういった機会は、大変重要でございます。そう何回もお越しをいただくわけにはいきませんものですから、こちらとしても、一定程度しっかりと準備を整えてお伺いをしたいと思っております。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 冒頭の委員の意見の中で、放送法が時代にあわせて見直しが必要であるという意見があったということですが、もし、可能であれば、具体的にこちらの意見、どういったところの見直しが必要だったかというところを、もう少し具体的にあれば、教えていただければと思います。

○大田議長 細かい文言は違っているかもしれませんが、先ほど御紹介した意見以外には、具体的にありませんでした。

○司会 そろそろよろしいでしょうか。

○記者 先ほども質問のありました、電波の有効活用に向けた制度のあり方なのですが、電波オークションも議論の対象に含まれてくるのかということについて教えてください。

原座長 電波の有効活用に関しては、第2次答申で既に結論といたしますか、方向性をまとめておまして、入札制度の導入について、来年、一定の年限を切って制度の導入を検討いただくということにしています。

また、電波オークションについては、競り上げ型の電波オークションは、引き続き検討するというので、既に方向性をまとめているところでございます。

○司会 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、本日の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

○大田議長 ありがとうございます。